

よくある質問

空白地域とは、どのような地域のことを指すのですか？

1
これまで日本語教室が一度も開催されたことがない地域（市区町村）はもちろん、これまであったけれどもなくなってしまった地域も含まれます。空白地域に当てはまるかどうか判断に迷う場合は、文化庁国語課に御相談ください。

昨年まで日本語教室があったのですが、今はありません。申請はできますか？

2
現時点で日本語教室がない地域は、本事業の対象となります。また、教室はあっても非常に遠くて通うことが困難な場合など地域の状況によっては空白地域と考えられる場合もありますので、文化庁国語課に御相談ください。

日本語教室を設置したことがないので、どのようなことをすればいいのかわかりません。具体的にはどのような作業や業務がありますか？

3
具体的に何をやる必要があるかは、地域によって異なりますので、派遣されるアドバイザーと相談しながら進めていただきます。

日本語教育の実施にあたっての連携先や実施体制についてイメージできません。

4
日本語教育実施の連携や実施体制については、募集案内2ページに記載の平成28年2月の報告書に、連携の取組事例が図などを使ってまとめられています。御自身の地域の条件に近い事例を参考にしてください。

「地域日本語教育スタートアッププログラム報告書～日本語教室立ち上げハンドブック～」も御参照ください。

(http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugonihongo/kyoiku/seikatsusha_startup_program/pdf/r1392717_01.pdf)

ニーズ調査をする際には、何を聞いたらいいでしょうか？

5
ニーズ調査にあたっては、各地で実施されている調査の項目を参考に策定された「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を調査表として使用していただくことができます。この項目は、日本語のほか、11言語に翻訳され公開されています。

【参考】 募集案内 別紙1

検討体制の構成員に都道府県を入れた方がいいでしょうか？

6
都道府県と連携しつつ、日本語教室を立ち上げるとよりよい運営体制が構築できると考えています。ぜひ、参加について都道府県に御相談ください。

シニアアドバイザーには、何をしていたらいいのでしょうか？

シニアアドバイザーは、日本語教育の学識経験者として地域の日本語教育に関して特に経験が豊富な方です。首長への説明や重要な会議等に参加していただくとよいでしょう。

アドバイザーの派遣は、1回に4日間の滞在で計画しなければなりませんか？

アドバイザーの派遣は、1回4日間以内です。そのため、短い日程で計画していただいても問題ありません。また、複数のアドバイザーが一度に訪問する場合、各アドバイザーの滞在期間が異なっても問題はありません。

コーディネーターとなる人材がいなくても大丈夫ですか？

コーディネーターは日本語教室の開設を中心となって進めていただきますが、現時点で日本語教育に関する知識をお持ちでなくても構いません。派遣されるアドバイザーの助言を受けながら必要なノウハウを身に付けていただきます。

また、文化庁が開催する「地域日本語教育コーディネーター研修」を受講していただき、研鑽を積んでいただくこともできます。

コーディネーターを複数名で担当することはできますか？

コーディネート業務は多岐にわたりますので、役割分担を行い複数の方に担当していただくことが可能です（ただし、コーディネート業務にかかる謝金・旅費等の総額は人数によって違いはありません）。なお、日本語指導は、コーディネート業務には該当しません。

コーディネーターが、地域日本語教育に関わる先進地域等へ視察を行うことはできますか？

日本語教室の立ち上げ等に必要と考えられるものについては可能です。派遣されたアドバイザーが、他の地域の日本語教室へ視察等含む会議に出席する場合があります。その際には、同行も可能です。

日本語指導者がいなくても大丈夫ですか？

日本語教室がない地域では日本語指導者の育成から始めるのが一般的です。地域住民の理解を得ながら、その地域や学習者のニーズに合った教室作りと日本語指導者の育成を派遣されたアドバイザーと一緒に進めていかれることを御提案いたします。

4年目以降は完全に自立しなければならないのでしょうか？

そのとおりです。ただし、例えば「生活者としての外国人」のための日本語教育事業、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業等、他の文化庁事業に申請いただくことは可能と考えております。

応募に際しては、首長等の団体の長名で申請する必要がありますか？

文化庁事業に応募する職務権限のある方が申請してください。団体等によって異なると考えられます。

3年間で日本語教室の設置ができなかった場合には、かかった経費を返還しなくてはなりませんか？

3年間で日本語教室の設置を目標としていただきますが、残念ながら諸事情により日本語教室の設置に至らない場合もあると思われま。そのような場合でも事業費の返還は生じません。ただし、4年目の申請はできません。

日本語教室設置にかかる費用は、全てこの事業でまかなえますか？

本事業で支出が可能な費用は、アドバイザー派遣に関する謝金・旅費、コーディネーター業務の謝金・旅費、一部は消耗品等に使用していただくことができます（5万円以内）。

消耗品として認められないものや日本語指導者謝金等は対象外の経費となりますので、不明な点があれば文化庁へ御相談ください。

団体内の関連部局の調整に時間がかかっています。申請時には関係部局等への調整は終えておかなければなりませんか？

関連部局との調整は、申請時までを終えておく必要はありません。派遣されるアドバイザーの力を借りながら、調整や連携を進めていかれることを御提案します。

地方公共団体で事業を行うためには、予算について議会の承認を得なければ実施できないのではないですか？

本事業は、文化庁からアドバイザーやコーディネーターに謝金や旅費を支払うため、地方公共団体としての予算を議会の承認を得る必要はないと思われま。ただし、謝金等を受け取るために特別な対応が必要な団体や、本事業の対象外となる経費（例えば、教室の講師謝金、担当者の日当等）について支払が発生する場合は、予算措置等が必要となる可能性があります。

その他の質問は、文化庁国語課までお気軽にお尋ねください。

【連絡先】文化庁国語課日本語教育専門職

TEL 03-5253-4111(内線 4464) E-mail nihongo@mext.go.jp